

報

告

ポスト・トゥルース時代における人々の
歴史実践・歴史認識を取り巻く課題
—史料批判と長期タイムスパンによる
思考方法が広く共有される社会をめざして—



令和8年（2026年）9月7日

日本学術会議

史学委員会

教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会

アーカイブズと社会に関する分科会

この報告は、日本学術会議史学委員会教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会及びアーカイブズと社会に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会

委員長	大橋 幸泰	(第一部会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副委員長	鈴木 茂	(連携会員)	名古屋外国語大学現代国際学部グローバル共生学科教授
幹事	三時 眞貴子	(連携会員)	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授
幹事	中村 元哉	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	小田中 直樹	(第一部会員)	東北大学大学院経済学研究科教授
	飯塚 一幸	(連携会員)	京都橘大学文学部教授
	石居 人也	(連携会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授
	奥村 弘	(連携会員)	兵庫県立歴史博物館館長／神戸大学名誉教授
	加藤 圭木	(連携会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授
	鎌倉 佐保	(連携会員)	東京都立大学人文社会学部人文学科教授
	川島 真	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	河西 秀哉	(連携会員)	名古屋大学大学院人文学研究科准教授
	京樂 真帆子	(連携会員)	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授
	栗田 禎子	(連携会員)	千葉大学大学院人文科学研究院教授
	久留島 典子	(連携会員)	総合研究大学院大学理事・副学長
	小嶋 茂稔	(連携会員)	東京学芸大学教育学部教授
	小浜 正子	(連携会員)	日本大学文理学部特任教授
	近藤 孝弘	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	坂井 俊樹	(連携会員)	開智国際大学教育学部長・教授
	佐野 正博	(連携会員)	コスモピア株式会社 AI 研究室長／明治大学名誉教授
	高橋 博子	(連携会員)	奈良大学文学部史学科教授
	都丸 潤子	(連携会員)	早稲田大学政治経済学術院教授

中野 聡	(連携会員)	一橋大学学長
林 佳世子	(連携会員)	一般社団法人国立大学協会専務理事／東京外国語大学名誉教授
姫岡 とし子	(連携会員)	東京大学名誉教授
平野 千果子	(連携会員)	武蔵大学人文学部特任教授
若尾 政希	(連携会員)	一橋大学名誉教授・特任教授／大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事

アーカイブズと社会に関する分科会

委員長	大橋 幸泰	(第一部会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副委員長	太田 尚宏	(連携会員)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館研究部准教授
副委員長	奥村 弘	(連携会員)	兵庫県立歴史博物館館長／神戸大学名誉教授
幹事	岸本 覚	(連携会員)	鳥取大学地域学部教授
幹事	西田 かほる	(連携会員)	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授
	川嶋 四郎	(第一部会員)	同志社大学法学部法律学科教授
	芳賀 満	(第一部会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	飯塚 一幸	(連携会員)	京都橘大学文学部教授
	石居 人也	(連携会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授
	長 志珠絵	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
	香室 結美	(連携会員)	熊本大学文書館特任助教
	河西 秀哉	(連携会員)	名古屋大学大学院人文学研究科准教授
	久留島 典子	(連携会員)	総合研究大学院大学理事・副学長
	後藤 真	(連携会員)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館准教授／本部機構長戦略室特命准教授
	佐野 正博	(連携会員)	明治大学名誉教授／コスモピア株式会社 AI 研究室長
	溝口 元	(連携会員)	立正大学名誉教授
	若尾 政希	(連携会員)	一橋大学名誉教授・特任教授／大学共同利用機

本報告の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官（審議第一担当）
	加瀬 博一	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
	東松 敬宏	参事官（審議第一担当）付審議専門職

要 旨

1 はじめに

本報告は、21 世紀を四半世紀越えたポスト・トゥルース時代における人々の歴史実践・歴史認識を取り巻く課題を整理し、今後、人々が歴史に向き合う方法について考える材料を提供しようとするものである。

2 人々の歴史実践・歴史認識を考える前提

現代の諸問題と過去の人々の営みを振り返る行為とを関係付ける方法には、二つのパターンがある。一つは、現代の諸問題の淵源を探るために過去に遡るという方法である。現代に起こっている諸問題の原因を過去に遡って探り、その対処方法を考えるということである。もう一つは、過去の人々の営みを知って現代の諸問題を認識するという方法である。現代人の常識や価値観と異なる過去の人々の常識や価値観を知り、現代人のそれにはどのような矛盾が内包されているかを認識して、その対処方法を考えるということである。前者が現代の諸問題から出発して歴史に学ぼうとする行為であるのに対して、後者は過去の事実を知ることから出発して現代の諸問題に帰着する行為である。過去の人々の営みを知ろうとするとき、歴史学が大事にしてきたことは、史料批判の徹底と長期タイムスパンを想定した思考方法である。

ポスト・トゥルース時代の現代、世の中に広がっている偽情報に対してどのように向き合うかが問われている。その情報はいつ、誰により、どのような意図で作成され、どのようにして人々に伝えられたのかを踏まえて、その情報の内容を吟味する必要がある。過去の人々の痕跡である史料について、そうした検討を加えることを史料批判という。また、常識や価値観が歴史的に形成されたものであることを知らないと、歴史的に形成されたその常識や価値観が絶対化される。より良い未来を展望するために、歴史的に形成された現代人の常識・価値観を相対化することが必要である。目の前にある問題に対して単なる対症療法で対応するのではなく、長期タイムスパンで物事を考える歴史学の方法は、現代に生きる私たちの未来への責任の取り方を考える方法となる。

また、AI 時代の課題としては、研究者と教育者と市民が AI 時代にふさわしい歴史学の在り方を協業して模索し続けなければならない。その際、歴史研究者が基礎となる史料を発掘・整理・解説・分析し、その一連の地道な作業によって生み出された学術成果が学校における歴史教育や出版・メディアを介して社会に広められ、その結果、多様な歴史認識が社会の中で絶えず批判的に検証されるという、手間暇かかる仕組みの学術的・教育的・社会的な力を今一度再評価するべきだろう。

グローバル時代の課題としては、その国・地域独自の民主主義が醸成された背景や推移、さらに人々の葛藤という歴史的過程を踏まえた歴史実践が必要である。民主主義の視点とともに平和構築の観点から、歴史実践を再構成することが重要である。

3 学校における歴史実践の課題

2024 年度終了時に初めて卒業生を送り出した高校新課程の歴史科目は、歴史的思考力を養うという科目の目標に対して、ある程度の成果を挙げつつある。今後、「過積載」を指摘された教科書の内容の精選や、現場教員の更なる授業方法の工夫により、教科目標の達成に近づくことが期待される。

また、小学校から高校までの学校教育全体における児童・生徒の多様性に目を向けると、日本人人口の減少と外国人人口の増加という状況下で、学校は文化的背景の異なる人々が共生する能力の育成という喫緊の課題を抱えている。教室の児童・生徒の多様な文化的背景等を踏まえた歴史教育が望ましい。加えて、こうしたマイノリティの疎外感を払拭することの重要性は、ジェンダーへの配慮においても依然として存在している。男性の視点から男性を中心に描かれた歴史の教育から脱却し、近年のジェンダー史研究の成果をより積極的に取り入れることが学習指導要領には求められる。総じて、一人ひとりが自分の能力を高めることそのものに価値を見いだす指導、並びに言語・文化的なハンディキャップを持つ学習者へのより積極的な支援が必要である。

一方、教員養成の在り方も転換が求められている。高校で新課程が始まる以前から模索されていた、中学校における生徒による主体的な歴史学習に連携するものとして、高校における旧来の日本史・世界史の内容を融合した新科目「歴史総合」が新設されるとともに、「探究」を科目名に掲げて新たに「日本史探究」「世界史探究」が導入された。そこで、特に高校地理歴史科の新設諸科目を指導する力量を備えた教員をどのように養成すべきかが問われている。現在の「歴史総合」や探究科目に対応するには、歴史学の方法とともに、「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」の理念を十分に理解し、歴史的思考力育成の方法を身に付けておくことが不可欠である。

4 社会における歴史実践の課題

人々の歴史実践には、学校における歴史教育のほか、市民活動と連携した様々な活動がある。歴史学の専門研究者と市民とが協業して構築する歴史実践は、パブリック・ヒストリーという語で表現される。市民的知と結び付き、その知をより高めていく歴史実践こそが求められる。日本においては、歴史学の専門研究者と市民とが長期的に歴史実践に取り組んできた実績があり、その蓄積は国際的にも高く評価されている。このことを踏まえて、新たな歴史実践をどのように積み上げていくのかという視点が必要である。

一方で、パブリック・ヒストリーには歴史学とは異なる方法で歴史を認識する考え方も入り込みやすくなることに留意するべきである。こうした課題を克服するためには、具体的な歴史資料を発見・再発見する過程に歴史学の専門研究者と市民とが協業して関わった上で、互いに学び合いながら歴史認識を構築する有効性を多くの人々が共有することが求められる。

また、市民社会には多様な人々が含まれており、それによって構成される組織が健全であり続けることを支えるのがアーカイブズである。その意味で、アーカイブズが目されるようになった背景には近年、官公庁や企業等の組織が信頼性を確保し、社会的責任を果たすため、ガバナンスの重要性に対する意識が急速に高まっているという事実がある。し

たがって、国・地方公共団体のみならず、様々な課題に対してどのように意思決定がなされたかを確認することのできる過去の文書・記録を大事にしているかどうかは、組織運営の健全さのバロメーターとなる。とすれば、アーカイブズの対象を、国・地方公共団体に直接関わる文書・記録のみならず、社会に影響を与えている民間企業等の諸団体に関わる文書・記録にも広げて考えるべきである。

アーカイブズ精神が民主主義を支えており、あらゆる団体が健全であるためにアーカイブズの対象を広くとるべきであるとすれば、そうした理念を多くの人々が共有している社会が構築される必要がある。そのためには、大学や高校におけるアーカイブズ教育の充実が求められる。

5 おわりに

21 世紀を四半世紀過ぎたポスト・トゥルース時代の今、確かな情報と不確かな情報とが混在している中、人類が等しく平穏な社会を保ち、希望ある未来を展望するためには、過去の人々の営みを参照して構築された歴史認識を基に現代の諸問題に向き合う姿勢が広く共有されるべきである。その基軸となるのが、厳しい史料批判の目と長期タイムスパンで物事を考えるという方法である。それを人々が身に付ける手段が、学校や社会における歴史実践であり、それを支えるのがアーカイブズである。

目 次

1	はじめに.....	1
2	人々の歴史実践・歴史認識を考える前提.....	2
	(1) 歴史を学ぶとはどういうことか.....	2
	(2) 史料批判の重要性.....	3
	(3) 長期タイムスパンで考えること.....	4
	(4) 社会環境の変化への対応.....	4
	① AI 時代の歴史の学び.....	4
	② グローバル環境下の歴史実践.....	6
3	学校における歴史実践の課題.....	8
	(1) 日本学術会議の近年の取組.....	8
	(2) 新課程における歴史教育の現状と課題.....	9
	(3) 教員養成の現状と課題.....	11
4	社会における歴史実践の課題.....	14
	(1) パブリック・ヒストリーの理念.....	14
	(2) パブリック・ヒストリーの課題.....	14
	(3) アーカイブズの現状.....	16
	(4) アーカイブズの対象.....	18
	(5) アーカイブズと歴史実践.....	20
5	おわりに.....	21
	<参考文献>.....	22
	<参考資料1>審議経過.....	23
	<参考資料2>シンポジウム開催.....	23

1 はじめに

学問の目的は、人々の間に存在するあらゆる境界を越えて、人類全体の福祉に貢献することにある。特定の属性の人々に奉仕するために学問が存在しているのではない。本報告は、そうした学問の理念を踏まえて、21世紀を四半世紀越えたポスト・トゥルース時代¹における人々の歴史実践・歴史認識²を取り巻く課題を整理し、今後、人々が歴史に向き合う方法について考える材料を提供しようとするものである。

人類はこれまで、様々な苦難を目の前にして、その都度知恵を絞り、問題の解決に当たってきた。その際に参照された有効な材料の一つが歴史である。人類が直面している現代の諸課題に答えようとするとき、人類の過去の営みを振り返ることは、これまで有効な方法であると考えられてきたし、もちろん今なお有効である。これに関連する日本学術会議の見解としては、前期（第25期）に、史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会より「見解 変容する現代世界と歴史認識・歴史教育の課題—対話に基づく複眼的把握と開かれた歴史教育をめざして—」³が、2023年9月27日付で発出されている。ここで提案された最も重要なことは、歴史研究・歴史教育・歴史実践の循環的構造のそれぞれの営みにおいて、様々な属性の人との十分な対話が必要であると指摘している点である。そうした対話の循環により、多元性と多様性を重んじる人々の歴史認識が形成されるとともに、社会に柔軟性と活力が与えられると展望する。

今期（第26期）の史学委員会教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会、及び同委員会アーカイブズと社会に関する分科会では、この見解の内容を前提に、前者は歴史実践をめぐる論点から、後者はアーカイブズをめぐる論点からそれぞれ、人々が歴史を振り返る際に今どのような課題があるかを検討してきた。本報告ではその議論を整理し、人々が過去の営みに向き合う際の課題を抽出してみたい。今期の本報告は課題の抽出であって、具体的なテーマに絞り込んだ提案までには至らなかった。しかし、その理由は今歴史実践・歴史認識を取り巻く課題が多岐にわたって山積しているためであり、今期に分科会における議論をまとめるのは、次期（第27期）に有意義な提言を発出するのに必要な作業であると考えている。本報告は、次期の日本学術会議史学委員会の分科会において、歴史実践・歴史認識に関する具体的提言をまとめる際の前提として作成したものである。

なお、前期の見解では、歴史教育と歴史実践とを分けて考えていたが、本報告では歴史実践の中に歴史教育も含まれるものとして考える。現代に生きる人々が歴史を活用して

¹ 「ポスト・トゥルース」とは、オックスフォード英語辞典を出版するオックスフォード大学出版局が2016年の「今年の語」としてノミネートしたことにより広く使用されるようになった言葉である。「以後」を意味する「ポスト」と、「真実」を意味する「トゥルース」を組み合わせて、「真実を追求する時代以後」という意味であり、客観的な事実よりも感情や個人の信念に影響される状態を指す。本報告では、確かなエビデンスによって思考することが軽視される、地球規模の時代状況を「ポスト・トゥルース時代」と呼ぶことにする。

² 保莉実が先駆的に使い始めた「歴史実践」という語は、「日常の実践において歴史とのかかわりをもつ諸行為」と定義される（『ラディカル・オーラル・ヒストリー——オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践』岩波書店、2018年、55頁）。それは、歴史学の方法によらない場合も含め、過去の人々の営みを踏まえて思考したり行動したりすることすべてを指す。そして、その思考や行動を支える歴史の解釈が「歴史認識」である。本報告ではそのように理解して議論を進めることにする。

³ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k230926-7.pdf>

様々な課題に向き合ったり、文化活動を行ったりする歴史実践の方法は複数あり、学校における歴史教育だけが人々が歴史に関わる機会ではないからである。人の一生において、歴史に触れる最初の機会が学校の歴史の授業であったとしても、在学中及び卒業後の長い人生において歴史に関わる回路はあらゆるところにあり、むしろ学校における歴史の授業はその一部である。人々の歴史認識は学校における歴史教育のみにより形成されるのではない。したがって、歴史教育も歴史実践の一つとして歴史実践・歴史認識をめぐる諸課題を整理する方が現状に整合的であると考ええる。

2 人々の歴史実践・歴史認識を考える前提

(1) 歴史を学ぶとはどういうことか

現代の諸問題と過去の人々の営みを振り返る行為とを関係付ける方法には、二つのパターンがある。

一つは、現代の諸問題の淵源を探るために過去に遡るという方法である。例えば、差別や戦争の原因がいつの時代の何にあるのかを探ろうというのがこれである。ここから導かれる歴史を学ぶ目的は、現代に起こっている諸問題の原因を過去に遡って探り、その対処方法を考えるためということになる。

もう一つは、過去の人々の営みを知って現代の諸問題を認識するという方法である。過去の人々の常識や価値観が現代人のそれとは異なると分かれば、現代人を取り巻く矛盾や問題点に気付くことができる。例えば、過去の日本においては日中の長さを六等分して一時（いっとき、現在の約2時間）とした不定時法であったことを学べば、過去の人々の時間感覚が現代人のそれとは異なっていたことに気付くであろう。時間に厳格な社会になるのは、日中の長さに関係なく時計の一時間を固定した定時法となった近代以降のことである。この事実を知って初めて、こうした生活サイクルを常識と感じる現代人の感覚が歴史的に形成されたものと認識できる。それは効率性を重視する価値観に適合的な時間認識であると同時に、そうした近代の常識に現代人は拘束されていることにも気付くことになる。これにより、効率性を重視する感覚は何かを置き去りにしていないか、といった自省も可能となる。ここから導かれる歴史を学ぶ目的は、現代人の常識や価値観と異なる過去の人々の常識や価値観を知り、現代人のそれにはどのような矛盾が内包されているかを認識して、その対処方法を考えるためということになる。

前者が現代の諸問題から出発して歴史に学ぼうとする行為であるのに対して、後者は過去の事実を知ることから出発して現代の諸問題に帰着する行為である。いずれにしても、現代の諸問題と歴史とは無関係ではない。現代人が向き合う問題に対して何か行動を起こしたり、決断したりするときに、過去の人々の営みは重要な判断材料になる。歴史を学ぶことにより、現代を絶対視せず相対化する視点を獲得することができれば、それは現代を生きづらいと感じている人々にとって希望となり得るだろう。過去の人々の営みを知ろうとするとき、歴史学が大事にしてきたことは、史料批判の徹底と長期タイムスパンを想定した思考方法である。次にそれぞれの方法について言及する。

(2) 史料批判の重要性

人々がいかなる問題意識をもって歴史に向き合うかは、いつも同じというわけではない。当然のことながら、その時々々の喫緊の課題は一律ではなく、そのときの社会状況により可変的である。かつて歴史学は、過去の事実を追究することに重きを置いて、偽文書や偽史を検討の対象としてこなかったが、ポスト・トゥルース時代の現代、世の中に広がっている偽情報に対してどのように向き合うかが問われている。偽文書・偽史を検討するのは無駄なことではなく、なぜそのような不正確な情報が作成され、蔓延するのかを考えることは重要な意味がある。その情報はいつ、誰により、どのような意図で作成され、どのようにして人々に伝えられたのかを踏まえて、その情報の内容を吟味する必要がある。過去の人々の痕跡である史料について、そうした検討を加えることを史料批判という。

この史料批判から直ちに思い浮かぶのは、歴史学の先達の次の言葉である。一つは「すべての真の歴史は現代の歴史」⁴、もう一つは歴史とは「現在と過去のあいだの終わりのない対話」⁵、というフレーズである。前者はイタリアの歴史家ベネDETTO・クロッチェ、後者はイギリスの歴史家エドワード・ハレット・カーの言葉で、歴史とは何かを考える際に必ず参照される。史料を検討するその人を取り巻く状況が、史料の読み方を左右する。その史料の読み方は、どのような問題意識で何を歴史に求めようとしているのかにより、変わってくる。加えて、現代にその史料が伝わっているのには何らかの理由があり、伝わらなかった史料や事実の存在を念頭に置いて現存する史料を検討する必要がある。私たちが過去の人々の営みを振り返るとき、過去に起こったことを網羅的に扱うことはできず、その一部を切り取って議論せざるを得ないことを自覚すべきである、ということの意味する。

実際、過去の出来事や人々の営みがすべて記録されるはずはなく、過去の一部の痕跡（史料）だけを頼りにして過去は描かれてきたし、今後もそうせざるを得ない。したがって、史料を読む際に、いつ、誰により、どのような目的でその史料を遺したかを念頭に置いて史料の意味を説き明かすことが求められる。

遺された史料から事実を追究することと、史料の立場性を吟味してそこに記されている怪しい情報について検討し、その意味を考えることとは、矛盾することではない。むしろ、両者を同時に進めることにより、人々の営みを立体的に理解することが可能となる。史料批判の徹底は、過去も現代も、私たちに与えられている情報がすべて断片的であることの自覚化を促すことになり、ポスト・トゥルース時代という現代がどのような時代であるのかを理解するのに有益である、というのがここでの趣旨である。

ポスト・トゥルースの時代であるからこそ、歴史学の最も基本的な技法である、史料批判という方法を身に付けることが求められる。偽情報がはびこる現代、改めて歴史学の技法の重要性を主張したいと考える所以である。

⁴ クロッチェ著・羽仁五郎訳『歴史の理論と歴史』（岩波書店、1952年）17頁。なお、「あらゆる歴史は現代の歴史である」というのが正確な訳である。

⁵ E. H. カー著・近藤和彦訳『歴史とは何か 新版』（岩波書店、2022年）43頁。

(3) 長期タイムスパンで考えること

もう一つ、歴史学が大事にする思考方法として、長期タイムスパンで物事を考えるということを挙げたい。今日の前に起こっている問題に対して、現状を正確に把握することは必要であるが、そのみでは一時凌ぎであるばかりでなく、根本的な解決方法にたどり着けないことが多い。類似の事例を過去に求めたり、その問題が生じるそもそもの原因を構造的に考えたりすることが、現代の諸問題を考える上で有効である。そのためには短期のタイムスパンではなく、長期のタイムスパンで思考するという方法が望ましい。

例えば、近代化と呼ばれる過程で西洋から持ち込まれたものが、その後の日本の国家と社会にどのような影響を及ぼしたかという点について検証するには、長期のタイムスパンで考える方がその矛盾や問題点をより立体的に理解できる。原子力や軍事産業、地球温暖化等、科学技術と国家・社会をめぐる問題についても同様である。近視眼的に目の前にある課題とその周辺の問題だけで結論を出さず、長い時間軸を念頭に物事を判断するというのは、未来への責任でもある。

また、私たち現代人が常識だと信じて疑わない様々な枠組みは実は歴史的に形成されたものであり、伝統であると思い込んでいることも比較的新しい慣習であるということが少なくない。それは例えば、性別役割分業が時代によって異なることを明らかにしたジェンダー史や、国境・国民が超歴史的に存在しているのではないと指摘した国民国家論により証明されている。伝統と認識されていることが実は近年に人為的に創り出されたことを知って初めて、その創作された伝統に現代人は拘束されていることに気付くことになる。

常識や価値観が歴史的に形成されたものであることを知らないと、その常識や価値観は絶対化される⁶。その枠組みの中で自分たちの権利や存在意義を主張することは、分断をもたらし、排外主義を生み出す原因の一つとなる。また、特定の枠組みの中で差別されている人々が、存在意義を認めてもらおうと差別する側の人々に近づき、その枠組みの外の人々への差別や暴力に加担することになる。そうした悲惨な事実は過去にいくらかでも例がある。それを繰り返さないために過去を知り、より良い未来を展望するために、歴史的に形成された現代人の常識・価値観を相対化することが必要である。目の前にある問題に対して単なる対症療法で対応するのではなく、長期タイムスパンで物事を考える歴史学の方法は現代に生きる私たちの未来への責任の取り方を考える方法でもある。

(4) 社会環境の変化への対応

① AI 時代の歴史の学び

第 25 期の見解⁷で言及されたことの一つに、ICT（情報通信技術）による情報・知識基盤の変容が歴史実践や歴史認識にどのような影響を及ぼしているのかという点があ

⁶ 鹿野政直著『歴史を学ぶこと』（岩波書店、1998 年）30 頁。

⁷ 同注 3。

った。「具体的で客観的な根拠や学術的知見に裏づけられた情報や知識」が、「責任ある発信者によって新聞記事・論文・著書等として活字の形で世に送り出され、長期にわたり保存され」ることで「事後的にも検証可能な形で継承され」てきたのとは対照的に、「客観的根拠を欠く不確かな情報や知識とそれらに基づく認識」が個別分散的に絶えず形成され流通するという社会状況⁸は、現在もほとんど変わっていない。むしろ、それらの不確かな情報や知識にも依拠しながら、あたかも真実であるかのような文章を作り出す生成 AI（人工知能）が普及したことによって、社会の歴史認識は容易に歪められるような状況にある。もし歴史研究と歴史実践がその基盤を縮小し、両者の連関を喪失するようなことになれば、グローバル化の背後で深刻化しつつある対立や分断が、歪められた歴史認識の下で、ますます煽られかねない。

このような不安定な社会状態を好転させるためには、社会を構成するすべての人々が、AI 時代に歴史を学ぶ意義とは何であるかを理解する必要がある。そして、歴史学の専門的訓練を受けた者と市民とが、AI 時代にふさわしい歴史の振り返り方を協業して模索し続けなければならない。

一般論としてよく知られているように、生成 AI と歴史学の相性の悪さの一因は、基礎となる歴史資料や学術的手法によって生み出された研究成果がデジタル空間で必ずしもすべて公開されているわけではないことにある。その結果、生成 AI が生成した信頼に足らない文章が、社会の歴史認識を歪めることにつながりかねない。やはり、歴史研究者が基礎となる歴史資料を発掘・整理・解読・分析し、その一連の地道な作業によって生み出された学術成果が学校における歴史教育や出版・メディアを介して社会に広められ、その結果、多様な歴史認識が社会の中で絶えず批判的に検証されるという、手間暇かかる仕組みの学術的・教育的・社会的な力を今一度再評価するべきだろう。これは、後の 4（2）で言及するパブリック・ヒストリーの課題を克服する方法ともなる。

このように主張する根源的な理由は、簡潔に言えば、生成 AI が歴史学と本質的にそりが合わないことにある。生成 AI が生成する文章は、その技術的な仕組みからすれば、解釈可能性（Interpretability）や説明可能性（Explainability）の乏しい、いわば確率的オウム（stochastic parrot／意味を理解していない機械学習による言語生成）のようなものであり、歴史学に必要な科学の手続きを根本的に実現することができない⁹。裏返して言えば、歴史学に特有の意義とは、科学的な方法を用いながら経験的証拠に基づいて過去の事実を解釈することにある。もしこの意義が軽視されるならば、人類が長期的な視点で最も危惧すべきことは、将来「人間が意味を込めて発した言葉と確率計算によって並べ替えられた文字列が混ざり合い区別がつかなくなること」¹⁰によって、歴史の真偽が曖昧となり、豊かな歴史認識を形成することがそもそも

⁸ 同注 3。

⁹ 大知聖子著「展望：デジタル人文の可能性 歴史学と生成 AI」（『文明動態学』4、2025 年）114 頁。
<https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ja/journal/jdc/4/—/article/67959>

¹⁰ 同上 120 頁。

不可能になるということである。

ただし、歴史研究者は、AI による「生成」には目を光らせながらも、歴史に関する膨大かつ多様なデータから瞬時に特徴を抽出する新しい「分析」技術については、再現性（誰でも同じ結果を得られる）と透明性（どのようなデータとアルゴリズムが使われたのかが分かる）を確保できる限りにおいて、歴史学に取り入れることを積極的に検討してもいいだろう。歴史に対する生成 AI の問題点が明らかになったからこそむしろ、歴史学の方法論を新たな段階へと引き上げる好機が訪れている。今後は、生成 AI や ICT を用いた新しい史料分析・方法の開発について、その危険性を意識しつつ模索していくことになる。こうした技術革新により、どのように歴史学を深化させることが可能かという問題について議論を深めていくことが課題である。そうした点を踏まえると、学問として歴史を学ぶことの意味はますます増している。

② グローバル環境下の歴史実践

EU の発足や東アジア地域論等の高まり、また国境を越える地球市民社会を目指す主張等、1990 年代の様々な議論の隆盛からすると、今日の世界の状況は隔世の感がある。自国優先、自分の生活中心の考え方が人々を取り込み、他者に対するまなざしが失われつつある。自国や自分中心の発想は、誤情報を含む SNS 等の情報拡散の力により、ときには排外主義や世界平和に対する無関心となって表れる。この背景には、新自由主義経済、政治の諸矛盾により、それぞれの国の人々が厳しい状況に追い込まれていることがある。問題は、各国の政治もこうした自国中心のポピュリズムの高まりに応答する傾向が強い点にある。歴史実践に関していえば、誤情報は「歴史相対主義」を根拠に、科学的な検証を経た歴史的事実（専門知）さえ否定し、それに基づく歴史解釈も軽視していく。加えて、多数決原理に基づいて選ばれた政治家は、学問の手続きを経た科学的見解が支持者の利益に反する場合、それを否定したり軽視したりする傾向がある。そもそも学問の世界では多数意見が正しいとは限らないところが、政治の世界とは大きく異なる。民主主義とは、少数意見にも耳を傾ける度量があって機能するはずだが、少数意見を切り捨てる傾向が強くなっている現状は、国家や民族、その他の分断を一層招いて、その先に戦争を引き起こす懸念を高めている。

類似の状況は各国で顕在化し隆盛しつつある。その点で現在の世情は、世界共通の「民主主義政治の危機」と受け止めるべきであろう。これに対して必要なことは、歴史実践の場面（学校、生涯教育、メディア等）を通じて、繰り返し科学的思考や専門知が提供されていくことである。しかし、実はそれだけでは十分ではない。なぜならば、人々の不満の根底には、特に若者世代においては経済・教育等の格差の問題、生活苦の実感、将来への不安があり、これらの解決に「後ろ向き」と感じる政治への不信感があるからである。換言すれば、上記の危機的な状況に対して歴史実践も応答が問われているということである。その点では、日本に限らず世界各地で、公平・公正な社会を目指す民主主義政治の復権と結び付いた歴史実践が求められているのではなかろうか。

とすれば、その国・地域独自の民主主義が醸成された背景や推移、さらに人々の葛藤という歴史的過程を踏まえた歴史実践が必要である。これに関連する語に「帝国の狭間」というのがある。帝国主義という大国の狭間で揺れ動き、翻弄された小・中の国々や地域を指す語である¹¹。香港・台湾・韓国・ベトナム・ウクライナ・パレスチナ等が想起される。「帝国」に身を置く日本からは、狭間の国・地域について理解するのは容易ではないが、その地域の人々が切り開いた民主主義や切望してきた内容について熟考することが求められる。

例えば台湾では、日本の植民地期に暴力的な統治政策により先住民族も服従を強いられた¹²。日本の敗戦後、国民党（蒋介石総統）政府による弾圧が継続した後、ようやく 1987 年に戒厳令が解かれ、市民・学生らにより民主主義が獲得されていった。民主主義を達成するためには、「移行期正義」¹³が不可欠である。日本の植民地支配による人権弾圧のみならず、国民党政府による人権弾圧に対抗して、人々の復権と権利保障が追求された。軍事政権下の韓国でも類似の状況にあった。

また、台湾では、台湾先住民族等を支えるものとして、2018 年から 2022 年まで促進転型正義委員会が活動した。その活動は、市民的な民主主義を実現するためには避けては通れないものであった。模索される民主主義は公平・公正で、誰もが人権を保障されるという内実を持つものである。日本でも、台湾・韓国等の移行期正義論を伴う民主主義政治とその実践の視点から、比較史的に自国史を振り返るべきである。政治は幅広い概念ではあるが、ここでは、民主主義の視点とともに平和構築の観点から、歴史実践を再構成することも重要であることを強調したい。

¹¹ 李修京著『帝国の狭間に生きた日韓文学者』（緑陰書房、2005 年）、駒込武編『台湾と沖縄 帝国の狭間からの問い——「台湾有事」論の地平を越えて——』（みすず書房、2024 年）。

¹² 例えば、1930 年に起こった霧社事件等。春山明哲・松田康博・松金公正・川上桃子編『台湾の歴史大全 基礎から研究へのレファレンス』（藤原書店、2025 年）165-166 頁。

¹³ 「移行期正義」とは、独裁や戦争等の紛争解決後に成立した民主的政治体制において、前代の人権侵害の被害者を救済する行為をいう。南アフリカにおけるアパルトヘイトの放棄等を契機に、1990 年代以降、注目されるようになった政治概念である。

3 学校における歴史実践の課題

(1) 日本学術会議の近年の取組

第 25 期までの史学委員会中高大歴史教育に関する分科会とその前身の同委員会高校歴史教育に関する分科会の活動を振り返ると、学校における歴史実践に関する近年の日本学術会議の取組の起点は、2006 年秋の高等学校における「世界史未履修問題」をきっかけに始まった高校歴史教育改革にまで遡ることができる。すなわち、第 20 期の 2007 年 5 月に、史学委員会と一部の地域研究委員会委員が地理歴史科教育に関する分科会を創設し、それを受けて、第 21 期の開始と同時に、2008 年 10 月、心理学・教育学委員会、史学委員会、地域研究委員会の 3 委員会合同で高校地理歴史科教育に関する分科会が設置され、高校の地理歴史科教育の現状と課題を精力的に洗い出した。そして、同分科会は 2011 年 8 月 3 日付で、「提言 新しい高校地理・歴史教育の創造—グローバル化時代に対応した時空間認識の育成—」¹⁴を発出した。現在の高等学校学習指導要領で新設された「歴史総合」をめぐる議論も、この提言から始まっている。その後、新学習指導要領の策定をにらんで、第 22 期の史学委員会高校歴史教育に関する分科会は 2014 年 6 月 13 日付で、「提言 再び高校歴史教育のあり方について」¹⁵、第 23 期の同分科会は 2016 年 5 月付で、「提言 『歴史総合』に期待されるもの」¹⁶を発出し、新科目導入による、暗記型から思考力育成型への高校歴史教育改革に大きな影響力を発揮した。

この分科会は、第 24 期に中高大歴史教育に関する分科会となるが、2018 年 3 月に新しい高等学校学習指導要領が告示されたのを受け、高校教育に大きな影響を及ぼす大学入試へ検討の対象を移した。第 5 回分科会（2018 年 10 月 26 日）において報告された、「東京外国語大学「世界史科研」で実施した歴史系新科目と大学入試改革についてのアンケート結果」の中で、多くの高校教員が、新科目「歴史総合」の形骸化を防ぐためにも、「歴史総合」を入試科目化する必要があると認識していることが紹介された¹⁷。その後、大学入試センター試験の大学入学共通テストへの移行を念頭に、分科会内に提言の取りまとめのためのワーキンググループが設置され、史学委員会中高大歴史教育に関する分科会が 2019 年 11 月 22 日付で、「提言 歴史的思考力を育てる大学入試のあり方について」¹⁸を発出した。この提言において、新科目「歴史総合」の入試科目化とともに、大学入学共通テストでは「歴史総合」と「日本史探究」もしくは「世界史探究」を組み合わせで試験科目とすることを求めたところ、2020 年 5 月に大学入試センターから発表された「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の問題作成方針」では、ほぼその提言が採用され、現行の「歴史総合、日本史探究」「歴史総合、世界史探究」「歴史総合、地理総合、公共」となった。同年 10 月 18 日に開催された歴史教育シンポジウム（日本歴史学協会と共催、オンライン）では、「大学入試改革と歴史系

¹⁴ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-2.pdf>

¹⁵ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-4.pdf>

¹⁶ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t228-2.pdf>

¹⁷ 鈴木茂連携会員報告。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/bunya/sigaku/pdf/chukoudai-yoshi2405.pdf>

¹⁸ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t283-2.pdf>

科目の課題」をテーマとし、鈴木茂(名古屋外国語大学)「「提言 歴史的思考力を育てる大学入試のあり方について」の背景と意義」、桃木至朗(大阪大学)「提言付録をどう読むか」、都丸潤子(早稲田大学)「歴史系大学入試問題の改革案と課題—文部科学省委託研究の知見から—」、津野田興一(日比谷高等学校)「世界史入試問題のあるべき姿を探して」、高橋哲(渋谷教育学園幕張中学・高校)「日本史入試問題を高校教員はどう分析し、対応を図っているか—高校教員側の反省を含めて—」の五つの報告を企画した。

(2) 新課程における歴史教育の現状と課題

必修の「歴史総合」及び「日本史探究」「世界史探究」より構成される学習指導要領下の高校歴史教育は 2024 年度終了時に初めて卒業生を送り出し、新課程に基づく大学入試も行われた。それは地理歴史科として、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して、広い視野から、グローバル化する国際社会に主体的に生きる公民としての資質・能力を育成することを目指すものである。特に歴史系科目を通じて、日本と世界の歴史の展開、歴史過程の理解、歴史の見方・考え方を使得て歴史事象を多面的に考察する能力、資料活用能力、歴史を通じた課題探究力・表現力・討論力を養うことが重視されている。ここではひととおり実施されたこの新課程の高校歴史教育の現状を振り返り、今後の課題について述べる。

その際、現状を理解するために高大連携歴史教育研究会が 2025 年 8 月に発表した『歴史総合、日本史探究、世界史探究の授業に関する実態及び意識調査報告』¹⁹を参考にする。これは、2025 年 3 月 1 日～31 日に実施されたアンケートを分析したものである。「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」を担当した同会会員から 204 名の回答を得て、同会のアンケート作成委員会のメンバーが取りまとめた。実際に新課程の教科を担当した教員からの現場の実感を踏まえた情報である。

明らかになったのは、次の五つの点である。

- 1) 「歴史総合」では、「教師の設定した問いの考察」や「資料の読解」に 8 割を超える教員が取り組んでおり、さらに「問いを表現する」活動や現代的課題に取り組む教員も増えつつある。探究科目ではより知識重視の傾向があるが、問いや資料読解を取り入れる実践は以前に比べて広がっている。
- 2) 教科書は 3 科目すべてでボリュームが多すぎるという意見が多い。「日本史探究」「世界史探究」は 3 単位で、従来の「日本史 B」「世界史 B」の 4 単位より減少したにもかかわらず内容はあまり減らずに「過積載」になっている。同時に、具体的な事項より歴史の重要な概念や構造をより丁寧に記述することが求められている。
- 3) 2025 年 1 月の共通テスト「歴史総合・日本史探究」及び「歴史総合・世界史探究」

¹⁹ 『歴史総合、日本史探究、世界史探究の授業に関する実態及び意識調査報告』(2025 年 8 月 24 日)。
https://kodairekikyo.org/wp-content/uploads/2025/09/survey_report_2025.pdf

の問題は、問題作成方針に照らして妥当であったという回答が多数を占めている。知識だけでなく思考力を問う問題で両者のバランスも適切だった等肯定的な評価が多く、授業スタイルに影響を与えている。一方で、世界史的な知識が必要とされる等日本史を主に教えている教員からは戸惑いの反応もあった。

- 4) 「世界史探究」の授業では、「歴史総合」で学んだ知識、概念、スキルがいきいて接続がスムーズに進んでいることが伺える。「日本史探究」では、「歴史総合」を学んで世界と日本のつながりを意識できたメリットがあったが、「世界史探究」に比して接続に課題が残った。
- 5) 新課程では、「主体性」等の観点別に評価が行われることになっているが、新たに導入された観点別評価の効果については「これまでとあまり変わらない」とする教員が最も多く、効果が挙がっていない。教員の負担や煩雑さ、また「主体性の評価」の困難さのため、観点別評価には否定的な意見が肯定的意見よりはるかに多く、検討の必要がある。

以上により、2024 年度終了時に初めて卒業生を送り出した高校新課程の歴史科目は、歴史的思考力を養うという科目の目標に対して、ある程度の成果を挙げつつあるということができる。今後、「過積載」を指摘された教科書の内容の精選や、現場教員の更なる授業方法の工夫により、教科目標の達成に近づくことが期待される。

また、新科目の共通テストについては高い評価が見られたが、各大学の出題科目については、少なくない私立大学で「歴史総合（日本史的分野）・日本史探究」又は「歴史総合（世界史的分野）・世界史探究」を指定しているところがあった。これは「日本史と世界史の統合」である「歴史総合」の目的から外れるものであり、文部科学省からも注意喚起がなされており²⁰、高大連携歴史教育研究会も改善の要望を发出している²¹。各大学には、このような新課程の目的を十分に理解した上での出題を求めたい。

次に小学校から高校までの学校教育全体を見ると、個別最適な学びの推進という政策目標の下で指導と学習の個別化・個性化が進められており、そこでは経済的・文化的に不利な家庭環境で育つ児童・生徒や不登校児童・生徒、そして外国にルーツを持つ児童・生徒等、学習者の多様性への対応も模索されてきた²²。しかしながら、歴史教育に視野を絞ると、取り組むべき課題が少なくないことが分かる。児童・生徒の多様性に目を向けるとき、日本人人口の減少と外国人人口の増加という状況下で、学校は文化的背景の異なる人々が共生する能力の育成という喫緊の課題を抱えているのであり、次の学習指導要

²⁰ 各国公私立大学(大学院大学を除く)宛、文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室「令和7年度大学入学者選抜以降の「歴史総合」の出題範囲の設定について」(2023年9月8日)。

²¹ 高大連携歴史教育研究会「大学入試科目における「歴史総合」の扱いに関する懸念と改善の要望について(声明)」(2023年8月1日)。

<https://kodairekikyo.org/statement/statement20230801/>

²² 中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育の構築を目指して』(2021年1月26日)。

領にはこの点での対応が期待される。教室の児童・生徒の多様な文化的背景等を踏まえた歴史教育が望ましい。

こうした課題は日本だけが直面するものではなく、既に多くの移民を受け入れている諸外国でも認識されており²³、そこでは少数者が疎外感や文化的劣等感を持たないことが社会的包摂にとって重要であると考えられている。この点で、諸外国において移民の歴史を教育内容に組み込む等の取組が模索されてきたことは参考になるだろう。また、国家間で理解の異なる問題をめぐって日本政府の見解だけを教えるのでは、上記の課題への取組は困難である。学習指導要領が繰り返し求めている多面的・多角的な思考を促すことが必要である。

疎外感を払拭することの重要性は、ジェンダーへの配慮においても依然として存在している。男性の視点から男性を中心に描かれた歴史の教育から脱却し、近年のジェンダー史研究の成果をより積極的に取り入れることが学習指導要領には求められる。

なお、現行学習指導要領において、歴史の理解だけでなく、自ら問いを立てて史料・資料を分析し、その思考を表現することの重要性が強調されたことは、近年の世界的潮流の中で妥当と認められる一方、児童・生徒間の学力差を拡大させる可能性があり、このことは、一人ひとりが自分の能力を高めることそのものに価値を見いだす指導が一層必要であること、さらに言語・文化的なハンディキャップを持つ学習者へのより積極的な支援が必要であることを意味している。

この点で、従来の歴史教育では様々なテキストから過去の世界を理解することが求められていたのに対し、画像や動画さらには VR 等の技術により学習者を支援することも考慮されよう²⁴。しかし、見落としとしてはならないのは、新技術の利用により従来歴史学習への関心を失っていた層の一定割合を引き止める可能性が生じる一方で、そこから不正確な歴史理解をする人々を増やす可能性も生じることである。学習意欲の維持・向上という目的が、不正確な理解の拡大を招くことのないよう、教員にはより一層の歴史学的な知識が求められる。なお、教員の資質向上は、学校外からもたらされる歴史に関する偽情報から学習者を守る教育活動を推進するためにも不可欠であり、同時に、教員養成並びに継続教育において、専門知を高める機会が広く提供される必要がある。

(3) 教員養成の現状と課題

歴史教育の在り方が大きく変化しつつある今日、教員養成の在り方も転換が求められている。高校で新課程が始まる以前から模索されていた、中学校における生徒による主体的な歴史学習に連携するものとして、高校における旧来の日本史・世界史の内容を融

²³ 例えば Christoph Kühberger u. Robert Schneider (Hg.), *Inklusion im Geschichtsunterricht*, Verlag Julius Klinkhardt, 2016.

²⁴ ヒルデスハイム大学のフランツィスカ・ラインは、そのような展望を述べる一方、新技術の利用が不正確な認識を広めるリスクについても注意を促している。Franziska Rein, Virtual und Augmented Reality im Geschichtsunterricht mit Schüler*innen mit sonderpädagogischem Förderbedarf, in: *Online-Zeitschrift zur Forschung über Aus-, Fort- und Weiterbildung pädagogischer Fachkräfte*, 5 (2), 2023.

合した新科目「歴史総合」が新設されるとともに、「探究」を科目名に掲げて新たに「日本史探究」「世界史探究」が導入された。そこで、特に高校地理歴史科の新設諸科目を指導する力量を備えた教員をどのように養成するべきかが問われている。本節では、従来の教員養成の在り方に内在する課題を指摘し、併せて新たな歴史教育の担い手を養成するためにとられるべき施策について論じる。

周知のごとく、戦後日本の教員養成の大原則は「大学における教員養成」であり、教員養成を直接の目的としない大学・学部の学生であっても、教職課程とよばれる教育プログラムを履修し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（以下、施行規則）に定められた単位を取得することによって教育職員免許状（以下、教員免許）を取得することになっている。特に教科内容に関する専門性が教員に強く要求される高校の場合、歴史系科目を担当する教員については、教員養成系学部（教育学部）とともに、文学部に所属する歴史系の学科（以下、史学科）等において養成されてきた。ここでは以下4点について、その課題を指摘する。

第一は、伝統的に史学科では、日本史・東洋史・西洋史の三科体制をとることが多いため、「歴史総合」で必要となる日本史・世界史の枠組みを越えた、大学水準の幅広い歴史に関する知識を学ぶ機会が十分に保証されていないことである。そもそもこの三分区は絶対的な枠組みであるはずはなく、それぞれが相互に関わり合って歴史は成り立っている。したがって、将来的にはこの枠組みを再編成して歴史学研究の新たな構成を追究するべきだが、それには相応の困難が予想される。とりわけ、多くの大学で外国史を専攻したいという意欲のある学生が減少しており、それに伴って外国史を専門とする大学教員が減られ、外国史教育の基盤が失われつつあるというのが現状である。日本史は日本人だけのものではないのと同じように、外国史もまたその国の人々だけのものではない。対外関係史のみに外国史を意識するというのではなく、外国史から日本人が学ぶことは多いはずである。加えて、民主主義や人権の発展、植民地の歴史や戦争責任・戦後補償等、一国史を越えて考察するべき歴史の学びは多い。

当面の三科体制の下でも取り組み得る方策としては、日本史を専攻する学生にはアジアや欧米の歴史を学ばせるカリキュラムを、外国史を専攻する学生には日本史を学ばせるカリキュラムを、それぞれ構築することが求められる。

第二は、史学科において、施行規則に定める「教科に関する専門的事項」に該当する科目として充てられることが多い特殊講義・演習等はそもそも歴史学の方法を学ぶ科目であって、教育現場で必要とされる教材の開発等とはかなり距離のある内容になっていることである。そこで、歴史研究と歴史教育を架橋する内容の授業科目を設置することがあってもよい。免許法の改正によって2019年度から導入された新たな教職課程においては、「複合科目」という概念で、歴史学の専門的内容と歴史教育での扱い方を融合して取り扱う授業を教職課程上の選択科目として設置することが認められている。

第三は、非教員養成系大学・学部では、教職課程の科目のうち、高校教諭について定めた施行規則第五条の第三欄・第四欄に規定される科目（従前「教職に関する科目」とされていた科目群の一部）や教育実習・教職実践演習等の科目が、卒業要件への単位として認

められない場合が多く、教師を目指す学生にとって履修上の負担が大きくなっていることである。2025 年 9 月現在、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においても教職課程の在り方が審議され「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策に関する論点整理」(案)の中で、「教師の育成は、大学全体の学びの中でなされるべきであり、教職課程において共通で学ぶ内容は厳選」することが提唱されている。当然のごとく、「厳選」される科目は専門性を高める内容のものでなければならない²⁵。

第四は、非教員養成系大学・学部では、「各教科の指導法」の担当者が学外の非常勤講師等に委ねられる場合が多いことである。教育学部のみならず、教職課程を有する個々の史学科等に歴史教育に関する業績を有する者がそのスタッフに加わっている状態が望ましいが、それが困難な場合は、教職課程を有する史学科等で教育活動を行う大学教員に対して、認定課程上の科目を担当することを通して教員養成教育にも従事しているという事実を確認し合う FD(ファカルティ・ディベロップメント Faculty Development/大学教育の改善を目指して取り組む大学の組織的活動)等が遂行されるべきである。

「大学における教員養成」原則が確立して間もなく 80 年になろうとしているが、初等中等教育の内容や方法の変化に対して、特に「教科に関する専門的事項」を担当する大学教員の意識は、非教員養成系大学・学部においては、ほとんど変わっていないというのが実情ではないか。今、高校の新しい歴史教育の在り方を見据え、文学部史学科等の非教員養成課程に所属する教員もまたその教育内容を教員養成との関わりで再検討する必要があるだろう。歴史学の専門的教養や研究手法に一定の理解があって、卒業論文執筆の経験があれば、高校の歴史教育に十分対応できた時代も確かにあったが、現在の「歴史総合」や探究科目に対応するには、歴史学の方法とともに、「歴史総合」「日本史探究」

「世界史探究」の理念を十分に理解し、歴史的思考力育成の方法を身に付けておくことが不可欠である²⁶。

²⁵ 歴史学に限らず、学問の専門性を身に付けることは、人権についての理解と尊重という現代社会に求められる教育につながる。したがって、現状で必修とされている「日本国憲法」は「厳選」から外すべきではないことを付記する。

²⁶ 加えて、高校歴史の教員免許は「地理歴史科」のそれであり、「地理歴史科」の教員免許をもって採用された教員は歴史系科目のほか、地理系科目も担当する可能性がある。したがって、歴史の教員養成では、地理学との連携についても視野に入れておく必要があることを付記する。

4 社会における歴史実践の課題

(1) パブリック・ヒストリーの理念

人々の歴史実践には、学校における歴史教育のほか、市民活動と連携した様々な活動がある。学校において体系的に行われる歴史教育ばかりでなく、近年、社会における多様な歴史実践に対して、歴史学の専門研究者がこれまでとは異なる形で直接関与することが拡大している。その特徴は、専門家が生産者として歴史学の手法を介して歴史像を形成し、市民や地域住民等がそれを消費するという、これまでの関係を大きく変えるものである。

近年、新たに取り組まれている歴史実践には、以下のような特徴がある。①歴史学の専門研究者が歴史に関する市民活動の場に分け入り、対話を通してその活動に関与するものとなっていること、②歴史資料の調査・研究・保存そのものに、市民が歴史学の専門研究者と連携して主体的に参加することにより、立体的な歴史像を獲得する機会が拡大していること、③市民的知を介して歴史学の専門研究者の側も新たな発見を経験することである。このような、歴史学の専門研究者と市民とが協業して構築する歴史実践は、パブリック・ヒストリーという語で表現される。パブリック・ヒストリーとは、「普通の人びとの歴史認識に歴史学者が意識的に介入する」行為であるとされるが、それは歴史学の専門研究者による独善的な啓蒙ではない。歴史学の専門研究者が「公衆とともに公共空間で歴史を創造し、提示する歴史実践」である²⁷。

確かに、人々の歴史認識は学校の歴史の授業のみによってつくられるのではない。小説・テレビドラマ・映画・演劇・ゲーム・伝承・言説等、私たちの周りには歴史を扱う媒体が無数にある。たとえその根拠が希薄か、その内容が完全に創作であったとしても、それらから供給される歴史の知識が過去の事実として認識されているケースは珍しくない。歴史学の専門研究者の立場からそれらを一方的に否定するのではなく、歴史学の専門研究者が市民と協業して新しい歴史認識を創造していこうという理念こそが、パブリック・ヒストリーの真骨頂である。市民的知と結び付き、その知をより高めていく歴史実践こそが求められる。歴史は歴史学の専門研究者による独占物でないという当然のことを、歴史家が意識して歴史実践に取り組むことが必要であり、学校教育における体系的な歴史実践もまた、このような市民的知の成熟に向けた取組と連携して行われる必要がある。

(2) パブリック・ヒストリーの課題

上記2(2)で言及したイギリスの歴史家エドワード・ハレット・カーが、歴史を研究するためには先ず歴史家を研究せよと言った²⁸ように、かつて歴史は歴史学の専門家のみが構築するものと考えられていた。しかし、歴史学の成果を市民社会に還元しようとする一方通行の方法では、歴史学は信用を失う。歴史学の専門的訓練を受けた者が、一方的に市民に歴史の学問的情報を伝えることでよしとする時代は今や遠く過ぎ去り、両者

²⁷ 菅豊著「パブリック・ヒストリーとは何か？」(菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門―開かれた歴史学への挑戦』勉誠出版、2021年)8頁、傍点は原文のママ。

²⁸ 同注5。

の協業が期待されているのが現代である。パブリック・ヒストリーを機能させるには、すべての人に共通する歴史、かつ開かれている歴史が求められる。その際に留意すべき点が二つある。

第一は、歴史学の専門研究者と市民が協業する歴史実践は、日本社会においては、今日突然高まったものではなく、戦後の歴史文化に関わる人々の努力の中で、多様な形で深められてきたという事実を踏まえる必要がある、ということである。第二次世界大戦後、歴史的事実に対する国民的な知的欲求が高まり、これに応える歴史学の専門研究者の活動が戦後歴史学として展開した。また、高度経済成長の中で、様々な歴史遺産の物理的な破壊や消滅、生活文化の変容による民俗文化等の消滅が急激に進む中で、歴史学の専門研究者と市民とが協業して、歴史遺産保存の活動や社会の記憶をアーカイブとして保存していく活動が、歴史実践として多様に展開した。さらに、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、地震や水害等の大規模自然災害の際、地域の歴史資料の保全と災害資料の収集・保存の活動が、歴史学の専門研究者と市民との協業によって進められ、地震のみならず地球温暖化による大規模水害が続発する中で全国的に展開した。つまり、日本の歴史学界は、戦前・戦中における歴史教育への無頓着が軍国主義を下支えしたとの反省を踏まえて、戦後歴史学以来、歴史学の専門知と市民知との連携を常に模索してきたといえる。特定の大学に拠点を置くことなく活動してきた多数の在野の研究会や、阪神・淡路大震災を契機に活動を開始した歴史資料ネットワークの存在がそれを示している。

このように日本においては、歴史学の専門研究者と市民とが長期的に歴史実践に取り組んできた実績があり、その蓄積は国際的にも高く評価されている²⁹。このことを踏まえて、新たな歴史実践をどのように積み上げていくのかという視点が必要である。

第二は、上記のようなこれまでの蓄積が人々の多様な歴史認識を生み出してきたことを踏まえ、今後もそうしたパブリック・ヒストリーによる歴史実践を通じて多様な歴史認識が展開することを見込んでおく必要がある、ということである。歴史学が成り立つための基盤となる歴史資料の保存と公開、そしてその次世代への継承に市民が参加するだけでなく、その歴史的価値を歴史学の専門研究者と市民とが共有していくという過程は、人々の歴史認識が多様性を帯びていく過程でもある。なぜなら、パブリックには多様な観点から歴史に接近する主体が存在するからである。パブリックは決して一枚岩ではない。それ自体は否定されるべきことではないが、そこには様々なバックボーンを持った人々が存在し、歴史学の専門的訓練を受けた者とは異なる価値観を持っている人も少なくない。

そうだとすれば、パブリック・ヒストリーには政治性が伴う場合があることも考慮しなければならない。例えば戦争を題材にする場合、一律でない立場性や思想性により評価が分かれる可能性がある。イデオロギーの問題も付随する。これは、パブリック・ヒストリーには歴史学とは異なる方法で歴史を認識する考え方も入り込みやすくなること

²⁹ 第23回国際歴史学会議ポズナン大会(ICH/CISH、2022年)では、日本の大規模自然災害時の歴史実践を中心に議論するラウンドテーブルが開催され、歴史資料に関する日本の取組が注目された。詳細は、奥村弘「(RT18)自然災害時の歴史資料の救出と保全」(『歴史学研究』1034、2023年)を参照。

を意味している。また、マイノリティや先住民、被差別民による独自の世界観も歴史学の専門研究者のそれとは異なる場合が少なくない³⁰。なぜそうした歴史認識が構築されるに至るのかを念頭に置きながら、歴史学の専門研究者と市民とが協業してパブリック・ヒストリーを育てていく必要がある。

こうした課題を克服するためには、具体的な歴史資料を発見・再発見する過程に歴史学の専門研究者と市民とが協業して関わった上で、互いに学び合いながら歴史認識を構築することの有効性を多くの人々が共有することが求められる。その際、上記2(2)及び2(3)で言及した、史料批判と長期タイムスパンの思考法を意識することが、歴史的思考力を踏まえた歴史実践につながるであろう。そうして、すべての人々に共通する日常的行為に依拠して歴史を見ることができれば、それこそパブリックな視点を持ち得ることになるのではないか。パブリックを構成する人々の共通項は生活である。特定の誰かの生活ではなく、単純に日々の営みを続ける生活者という立場はあらゆる枠組みを越えた人類共通の属性である。その視点に立って歴史を評価する思考方法を身に付けることができれば、パブリック・ヒストリーの課題を克服できると展望したい。

なお、歴史学の専門知では、過去の人々の営みを扱う際は、過去の出来事を正確に復元することが目指されるべきであるとともに、事実を正確に把握することこそ人類の福祉に貢献できると考えるのが当然である。しかし、歴史学とは異なる方法で過去を認識する事例は多数あることに加えて、そもそも事実を確定するというのは容易なことではないことを踏まえると、パブリック・ヒストリーは、歴史学の専門研究者の問題関心や視点を絶対視することなく繰り返し検証する手段であり、パブリック・ヒストリーの方法もまた、歴史学の専門知と市民知との協業の中で繰り返し検証されることが求められる、ということがここでの趣旨である。

(3) アーカイブズの現状

市民社会には多様な人々が含まれており、それによって構成される組織が健全であり続けることを支えるのがアーカイブズである。なぜならば、多様な人々により成り立っている市民社会に存立する、様々な組織において実行された施策について、後日に点検できるからである。その意味で、アーカイブズが注目されるようになった背景には近年、官公庁や企業等の組織が信頼性を確保し、社会的責任を果たすため、ガバナンス（組織統治）の重要性に対する意識が急速に高まっているという事実がある。これを担保するには、コンプライアンス（法令遵守）・アカウンタビリティ（挙証説明責任）・エビデンス（証拠）が必要不可欠なものと認識され、より透明性の高い組織運営が求められてきている。適切な文書管理はこれらの根幹を成すもので、既に文書管理の国際規格（ISO9001やISO15489）等も設けられ、企業等では、これらを積極的に認証登録することが社会的信頼度を高めるものとして意識されている。保存年限が過ぎた文書を評価・選別した後、企業アーカイブズとして保存・活用し、企業イメージを高めるために役立てる動きも見

³⁰ 注2保莉実前掲書。

られる。

その一方で、日本の行政機関に関する公文書管理の法的整備は著しく立ち遅れていた。1988 年 6 月に公文書館法³¹が施行され、その第 3 条では「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定された。そして、第 4 条第 2 項では「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と明記されていたものの、同法附則第 2 条において「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第 4 条第 2 項の専門職員を置かないことができる」と定められたことから、地方公共団体における公文書館設置と専門職員配置は大きな進展が見られなかった。1989 年 6 月 1 日付の内閣官房副長官による「公文書館法の解釈の要旨」の第 4 条に関する説明³²によれば、公文書館法に附則第 2 条を付した理由は「現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的内容については未確立な部分もあり、また、その習得方法についても養成、研修等の体制が整備されていない状況にある」というもので、アーカイブズ機関の具体的な職務内容の未確立と専門職員の養成・研修体制の未整備が挙げられていた。

しかし、2004 年の日本アーカイブズ学会の設立等により、国内外におけるアーカイブズ学研究の最新動向が紹介され、学術研究が進展してきたことや、上記のような近年の組織運営をめぐる社会的風潮等を受けて、政府も 2011 年 4 月、「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）³³を施行するに至った。ここでは、国の行政機関や独立行政法人が保有する公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（第 1 条）であると規定され、これらの機関の文書管理から保存へと進む工程が法的に明示されて、保存年限を迎えた行政文書を評価・選別してアーカイブズとして国立公文書館へ移管し、保存・公開していくという道筋が整えられた。また、第 34 条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と記され、地方公共団体にも適切な文書管理に関する努力義務が課された。

公文書管理法の制定を受けて、公文書館法制定以来の課題であった職務内容の明確化と専門職（アーキビスト）の養成・研修体制についても、国立公文書館を中心として、その克服を図る動きがみられた。

前者については、国立公文書館が 2018 年 12 月に「アーキビストの職務基準書」³⁴を公表し、アーカイブズ管理に携わる専門職員の職務とそれに必要な知識・技能を明確化した。

後者については、従来実施されていた国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジに加え、国立公文書館自らが行政機関・独立行政法人の文書管理担当職員らを対象とした

³¹ <https://laws.e-gov.go.jp/law/362AC0100000115>

³² https://www.archivists.com/kobunshokanho_kaishakunoyoshi.html

³³ <https://www.moj.go.jp/content/001329885.pdf>

³⁴ <https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>

「公文書管理研修」、国や地方公共団体の公文書館職員や文書主管課の職員らを対象とした「アーカイブズ研修」を主宰する一方、2020年度より、公文書等の適正な管理を支える専門職を確立し、その信頼性及び専門性を確保することを目的に、アーキビストに必要な知識・技能等を修得し調査研究能力を有する実務経験3年以上の者を国立公文書館長が「認証アーキビスト」として認証する制度を創設した（5年ごとの更新制）。続いて2024年度からは、認証アーキビストに準じて、アーキビストとしての知識・技能を修得した者を「准認証アーキビスト」として認証する制度も開始した。2026年3月現在、認証アーキビストは349名、准認証アーキビストは249名を数える³⁵。

これらアーキビストの社会的地位を確立する方策により、大学院教育の一環としてアーキビストを養成するコースを設け、教育・育成にあたる大学・機関も次第に増加している。2008年の学習院大学大学院人文科学研究科によるアーカイブズ学専攻の設立を手始めに、2026年3月時点で、アーキビスト養成を担うコースを有する大学及び研修機関は10大学・2機関³⁶、これ以外に2大学が現在、設置を準備中である。

このように、日本の文書管理、アーカイブズ保存・活用、専門職員であるアーキビストの養成をめぐる動きは、従来積み残されてきた課題を克服し、新たなフェーズに入りつつある。

しかし、残された問題も多い。先に指摘したように、公文書館ではアーキビスト不在でも容認されている状態が続いている上、保存年限を過ぎた文書を、真正性・公平性を担保しながら評価・選別し、保存・活用するというアーカイブズ機関の社会的役割は、いまだに認知度が低く、行政組織における不適切な文書管理に伴う文書の不存在・誤廃棄等が発覚する事例も後を絶たない。公文書館法附則第2条を撤廃するとともに、文書が歴史的・学術的価値を有するという点のみならず、組織活動のエビデンスとしてアカウンタビリティを果たすために不可欠な存在であるという認識を広く社会一般に定着させることが、「国民共有の知的資源」を後世に伝えていく上で必要である。

以上のようなアーカイブズをめぐる現状を踏まえた上で、次節以降では、「アーカイブズの対象」、「アーカイブズと歴史実践」について、それぞれの課題を示したい。

(4) アーカイブズの対象

アーカイブズの重要性を意識する運動は公文書をめぐる問題として浮上してきたし、現在もそこに重点があるが、そもそも「公」とは何を意味するかが問われなければならない。公文書館法では、「公文書等」について現用文書を除く「国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録」と定義している。したがって、ここでの「公」とは国や地方公共団体のことを指している。その一方で、ここでいう「公文書等」には「国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む」ともしており、近現代の公文書のみならず過去に遡って、国が保管してきた歴史資料としての価値を有する文書・

³⁵ 国立公文書館「アーキビスト認証委員会(第35回)議事次第」(令和8年3月5日付)の資料1。

https://www.archives.go.jp/ninsho/download/haifushiryo_035.pdf

³⁶ 同上の資料2。

記録も包摂している。この点を踏まえれば、「公文書等」は、国や地方公共団体で作成された文書・記録に留まるものではなく、広く社会に認知され、多くの人々の生活に関わる企業等の諸団体の文書・記録もその対象となる。国・地方公共団体のみならず、様々な課題に対してどのように意思決定がなされたかを確認することのできる過去の文書・記録を大事にしているかどうかは、組織運営の健全さのバロメーターとなる。アーカイブズ精神が民主主義を下支えしている所以である。

したがって、アーカイブズの対象を、国・地方公共団体に直接関わる文書・記録のみならず、社会に影響を与えている民間企業等の諸団体に関わる文書・記録にも広げて考えるべきである。そのためには、国立・地方自治体立のアーカイブズ施設のみならず、民間企業等の諸団体にもアーキビストが配置されることが望ましい。その上で、次に想起される課題を3点挙げる。

第一に、非現用文書を扱うアーキビストとともに、現用文書を扱うレコードマネージャーの養成が急務である。同時に両者の連携についても議論を深める必要がある。現用文書を適切に整理した上、管理するルールを構築するレコードマネジメントが確立していれば、それが非現用文書となったときにスムーズに保全・参照することができるが、それを担うレコードマネージャーは、国・地方公共団体・民間団体を問わず不足しているのが現状である。あらゆる団体で職員の意識改革が必要であり、そのための人材養成や研修等、諸団体と学界との協力関係を模索することが今後一層求められるであろう。そもそもレコードマネージャーとアーキビストの業務・役割は分割できるのかどうかという問題を含め、今後、議論していくことが望まれる。

第二に、電子的な記録の取り扱いについて、改めて議論する必要がある。周知のように、今日ではコンピュータやネットワーク機器を無視して、記録というものを議論することはできない。また、電子化された資料やデータベースは、人文科学・社会科学においても重要な研究資源となっている。したがって、当初から電子的形態で生成されたオープンデジタル資料(デジタルデータとして作成された紙媒体のない電子資料)をアーカイブズの対象としてどのように扱うべきか、言い換えれば、その信用価値(信頼性・真正性・正確性)を担保しつつ、いかに改ざんされることなく保存して組織活動を進めるかが今後の大きな課題となる。

また、組織の意思決定に関わる電子メールや職員間のチャット、SNS等、記録作成を取り巻く膨大なデジタルデータの中から、どれをアーカイブズの対象にするかといった、アーカイブズ認識の問題についても議論が必要な段階にきている。デジタル記録に関わる問題は、情報科学にとどまらず人文科学・社会科学においても、重要な研究対象になってくるといえるだろう。

第三に、災害時のアーカイブズ保全状況について議論を深めるべきである。災害時に公文書が散逸することを防ぐとともに、災害時の政策決定や行政的な対応を示す公文書の保存こそ将来のための財産になるとの見地に立って、それらを保存する取組が必要である。また、民間団体においても、過去の災害時にどのように対応したかを示すアーカイブズを参照できるように、その方策を考えておくべきである。

加えて、災害に関するアーカイブズの対象は、地震や風水害などの自然災害に限らない。COVID-19のような大規模感染症も、その対象に含まれ得る。パンデミックやエピソードの際に、政治・行政がどのように対応し、社会がどのように行動したのかを記録しておくことは、将来にとって重要な社会的資産となる³⁷。

(5) アーカイブズと歴史実践

上記のように、アーカイブズの精神が民主主義を支えており、あらゆる団体が健全であるためにアーカイブズの対象を広くとるべきであるとすれば、そうした理念を多くの人々が共有している社会が構築される必要がある。そのためには、アーカイブズ教育の充実が求められる。そこで、今取り組むべきアーカイブズ教育の課題について3点指摘する。

第一は、大学の学部段階においてアーカイブズ教育のプログラムを拡充することである。日本におけるアーカイブズ学の進展は目覚ましい。一方で、現在のアーカイブズをめぐる議論は、アーキビスト養成に軸足がある。もちろん、アーキビストを育成するためのアーカイブズ専門教育の拡充と、国立公文書館が認定する認証アーキビストの養成は喫緊の課題であるが、それを実現するためには多くの人が広くアーカイブズの精神を共有していなければならない。必ずしもアーキビストにならなくても、教養としてアーカイブズの現状や課題について理解している市民が増えることが、有能なアーキビストを養成し、民主主義の精神を涵養することにつながる。

実際、いくつかの大学で、科目としての「アーカイブズ学」の開講やアーカイブズ学副専攻のコース開設等、様々な取組が試みられている。今後、こうしたアーカイブズ教育の拡充が一層求められる。

第二は、高校の授業にアーカイブズ教育のプログラムを組み込むことである。アーカイブズを大事にする精神が民主主義を担保するものであるとすれば、「歴史総合」のみならず「公共」の授業でも扱われることが望ましい。近年、学校のアーカイブズについてもその保全と公開の方法を構築することが提言されている。学校アーカイブズを高校の歴史教育・公民教育に活用できれば、身近な問題としてアーカイブズをめぐる課題を実感できるだろう。

第三は、大学・高校におけるアーカイブズと公文書館との連携を進めることである。大学生・高校生が暮らす地域の公文書館は、その地域の人々の生活や文化の歴史を知る上で豊富な材料を持ち合わせている。そうしたアーカイブズの内容ばかりでなく、その伝来について学ぶことにより、豊かな歴史認識と健全な組織運営の方法を実感することが可能となろう。

加えて、2029年度中に開館が予定されている国立公文書館の新館では、広く学生等に

³⁷ これに関して、日本学術会議は既に第25期に2023年9月26日付で、史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会が中心となってまとめた「提言 新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全と継承のために」を発出していることを付記する。

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-t353-2.pdf>

利用されることを想定して、教育効果を強く意識した展示やデザインが施されるべきである。これは地方自治体の公文書館にもいえることである。自治体史の活動等地域の歴史実践を含め、公文書館が果たす役割は大きい。歴史学界のみならず関係する学問の学協会と協力しながら公文書館の機能を充実させることが望まれる。

5 おわりに

21 世紀を四半世紀過ぎたポスト・トゥルース時代の今、確かな情報と不確かな情報とが混在している中、人類が等しく平穏な社会を保ち、希望ある未来を展望するためには、過去の人々の営みを参照して構築された歴史認識を基に現代の諸問題に向き合う姿勢が広く共有されるべきである。その基軸となるのが、厳しい史料批判の目と長期タイムスパンで物事を考えるという方法である。それを人々が身に付ける手段が、学校や社会における歴史実践であり、それを支えるのがアーカイブズである、というのが本報告の意図するところである。

ただし、これらをより充実して確かなものにしていくためには、本報告はやや抽象的な議論であったことを認めなければならない。以上のような、今期（第 26 期）の日本学術会議史学委員会教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会、及び同委員会アーカイブズと社会に関する分科会の議論を前提に、次期（第 27 期）では、これらの中からいくつかの論点に絞って、具体的な提言に進むことを展望している。文部科学省・内閣府等の行政機関、及び本報告に目を通していただいた方には、次期における提言に先立って、それぞれの職場や学協会等で、本報告で示した課題を克服するために何ができるかを考え、実行して下さることを希望する。

＜参考文献＞

- [1] 保莉実著『ラディカル・オーラル・ヒストリー——オーストラリア先住民アボリジニの歴史実践』、岩波書店、2018 年
- [2] 日本学術会議史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会、見解「変容する現代世界と歴史認識・歴史教育の課題—対話に基づく複眼的把握と開かれた歴史教育をめざして—」、2023 年 9 月 27 日
- [3] クロオチェ著・羽仁五郎訳『歴史の理論と歴史』、岩波書店、1952 年
- [4] E. H. カー著・近藤和彦訳『歴史とは何か 新版』、岩波書店、2022 年
- [5] 鹿野政直著『歴史を学ぶこと』、岩波書店、1998 年
- [6] 大知聖子著「展望：デジタル人文学の可能性 歴史学と生成 AI」『文明動態学』 4、2025 年
- [7] 李修京著『帝国の狭間に生きた日韓文学者』、緑陰書房、2005 年
- [8] 駒込武編『台湾と沖縄 帝国の狭間からの問い——「台湾有事」論の地平を越えて—』、みすず書房、2024 年
- [9] 春山明哲・松田康博・松金公正・川上桃子編『台湾の歴史大全—基礎から研究へのレファレンス』、藤原書店、2025 年
- [10] 日本学術会議心理学・教育学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同高校地理歴史科教育に関する分科会、提言「新しい高校地理・歴史教育の創造—グローバル化に対応した時空間認識の育成—」、2011 年 8 月 3 日
- [11] 日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会、提言「再び高校歴史教育のあり方について」、2014 年 6 月 13 日
- [12] 日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会、提言「『歴史総合』に期待されるもの」、2016 年 5 月 16 日
- [13] 日本学術会議史学委員会中高大歴史教育に関する分科会、提言「歴史的思考力を育てる大学入試のあり方について」、2019 年 11 月 22 日
- [14] 高大連携歴史教育研究会第 11 回大会ランチョンセッション、『歴史総合、日本史探究、世界史探究の授業に関する実態及び意識調査報告』、2025 年 8 月 24 日
- [15] 文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室、「令和 7 年度大学入学者選抜以降の「歴史総合」の出題範囲の設定について」、2023 年 9 月 8 日
- [16] 高大連携歴史教育研究会、「大学入試科目における「歴史総合」の扱いに関する懸念と改善の要望について(声明)」、2023 年 8 月 1 日
- [17] 中央教育審議会答申、『令和の日本型学校教育の構築を目指して』、2021 年 1 月 26 日
- [18] Christoph Kühberger, u. Robert Schneider (Hg.), *Inklusion im Geschichtsunterricht*, Verlag Julius Klinkhardt, 2016.
- [19] Franziska Rein, Virtual und Augmented Reality im Geschichtsunterricht mit Schüler*innen mit sonderpädagogischem Förderbedarf, in: *Online-Zeitschrift zur Forschung über Aus-, Fort- und Weiterbildung pädagogischer Fachkräfte*, 5 (2), 2023.

- [20] 菅豊著「パブリック・ヒストリーとは何か？」菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』、勉強出版、2019年
- [21] 奥村弘「(RT18) 自然災害時の歴史資料の救出と保全」『歴史学研究』1034、2023年
- [22] 公文書館法、法律第百十五号、1987年12月15日
- [23] 内閣官房副長官、「公文書館法解釈の要旨」、1989年6月1日
- [24] 公文書等の管理に関する法律、法律第六十六号、2009年7月1日
- [25] 国立公文書館、「アーキビストの職務基準書」、2018年12月
- [26] 国立公文書館、「アーキビスト認証委員会(第35回)議事次第」、2026年3月5日
- [27] 日本学会会議、提言「新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全と継承のために」、2023年9月26日

＜参考資料1＞審議経過

○教育現場・社会における歴史実践と歴史認識に関する分科会

2024年2月12日(第26期・第1回)

- ・第26期の活動について

2024年6月16日(第26期・第2回)

- ・歴史の教員養成について／パブリックヒストリーについて

2025年1月13日(第26期・第3回)

- ・歴史教育シンポジウムについて／歴史の教員養成について

2025年6月14日(第26期・第4回)

- ・歴史実践・歴史認識をめぐる問題の論点整理について／歴史教育シンポジウムについて

2025年10月12日(第26期・第5回)

- ・「意思の表出」又は「記録」の件

2026年3月31日(第26期・第6回)

- ・「報告 ポストトゥルース時代における歴史実践・歴史認識を取り巻く課題」の検討

○アーカイブズと社会に関する分科会

2025年9月28日(第26期・第5回)

- ・教育現場・社会における歴史実践・歴史認識に関する分科会との連携について

2026年3月17日(第26期・第6回)

- ・「報告 ポストトゥルース時代における歴史実践・歴史認識を取り巻く課題」の検討

＜参考資料2＞シンポジウム開催

- ・歴史教育シンポジウム「歴史総合」をめぐって(8) 歴史総合・日本史探究・世界史探究の史資料を使う(2024年10月27日開催、日本歴史学協会と共催)

- ・歴史教育シンポジウム 新課程での大学入学共通テストと歴史教育(2025 年 10 月 25 日開催、日本歴史学協会と共催)
- ・第 29 回史料保存利用問題シンポジウム 裁判記録の現状と課題―保存と公開体制の確立を―(2024 年 6 月 22 日開催、日本歴史学協会と共催)
- ・第 30 回史料保存利用問題シンポジウム 危機にある「戦争関連資料」―歴史的文化遺産として残すために―(2025 年 6 月 28 日開催、日本歴史学協会と共催)